

## 沖縄の新しいものづくりを応援する特例措置

国 税 2つの特例措置のうち、いずれかを選択

投資税額控除 建物を建てた・機械を買った時に活用できる!

設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を法人税額から控除  
・機械・装置、器具、備品:15%  
・建物・建物附属設備・構築物:8%  
※控除額は法人税額の20%以内、繰越期間4年(措置実施計画期間内)



地方税 国税と一緒に活用できる! 課税减免の特例措置

※土地に対する課税免除は、土地取得の翌日から1年以内に対象家屋建設の着手があった場合に限ります。

法人事業税	対象設備の新增設から5年間(措置実施計画期間内)、 <b>課税减免</b> (当該設備に直接従事した事業員の配置により計算)
不動産取得税	以下の設備の新增設に係る不動産取得税を <b>課税减免</b> ・対象設備である家屋(直接対象事業の用に供するものに限る)。・家屋の敷地である土地の一部
固定資産税 <small>※倉庫業を除く</small>	新增設した家屋、償却資産、土地に対し5年度分(措置実施計画期間内)を <b>課税减免</b>
事業所税の課税軽減 <small>※那覇市のみ</small>	対象施設において行う事業に対し、資産割の課税標準の対象床面積を5年間(措置実施計画期間内)、 <b>1/2減免</b>

## 制度を受けるまでの基本的な流れ



事業に役立つ  
融資制度もあります!

詳細は、ワンストップ相談窓口まで!

お問い合わせ 公益財団法人沖縄県産業振興公社 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口  
TEL:098-894-6377 Email:okitoku@okinawa-ric.or.jp  
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1沖縄産業支援センター4階営業時間8:30-17:15(土日・祝日を除く)



# 税の特例が活用できます!

こんな時に役に立つ!

認定企業、  
増えています!

まずはお気軽に  
裏面の  
ワンストップ相談窓口 まで  
ご相談ください



沖縄県全域の製造業、卸売業、倉庫業などの設備投資が対象

税の控除などが受けられる特例措置があります。対象業種なら、ぜひご相談を!

- ①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④卸売業 ⑤デザイン業
- ⑥自然科学研究所 ⑦電気業 ⑧ガス供給業 ⑦⑧(一定の要件あり)

沖縄県ではR1年～R4年度までに  
**236件が認定!**

# 産業イノベーション促進地域制度、 こんな企業・設備に活用されています！

